

4月から市税等の納付が便利に。 コンビニ収納が始まります！



平成25年4月から、市税等について、コンビニでも納付できるようになります。休日や夜間でも手数料なしで納めることができますので、忙しくて平日の昼間は納められない方は、コンビニ納付をご利用ください。

なお、これまでどおり金融機関及び市役所の窓口でも納めることができます。

◎コンビニで納められる市税等

- ・市県民税（普通徴収分）
- ・固定資産税（都市計画税金含む）
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税（普通徴収分）

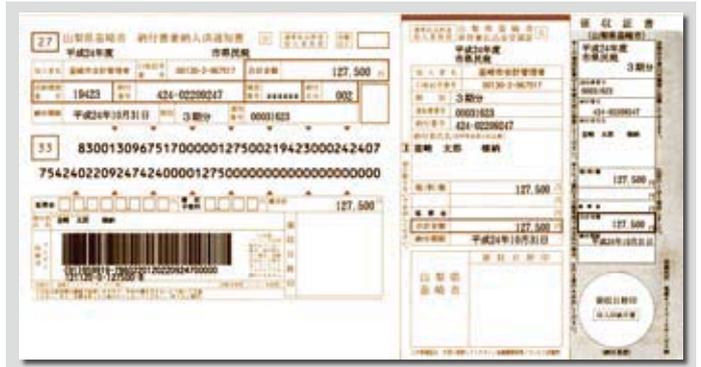
- ・介護保険料（普通徴収分）
- ・後期高齢者医療保険料（普通徴収分）

◎納付書の様式が変わります

- ・コンビニ納付用のバーコードが印字されます。
- ・今まで納期が複数ある場合は、各納期分をまとめて閉じていましたが、コンビニ収納の開始で、一枚ごとの（閉じられていない状態）単票になります。納めていただく納期を間違えますと、本来の納期分について督促状が発送されますのでご注意ください。

◎こんな場合はコンビニで納付できません

- ・金額を訂正したり書きだしたりした場合
 - ・一期当たりの合計金額が、30万円を超える場合
 - ・コンビニでの取扱期限を過ぎている場合
 - ・破損や汚れでバーコードが読めない場合
 - ・このような場合は、最寄の金融機関または市役所窓口で納めてください。
- お問い合わせ
収納課徴収・管理担当
(内線163~166)



土地・建物（資産）を譲られた方は申告が必要です！

土地・建物などの資産を売って得た所得は「譲渡所得」として、確定申告が必要です。譲渡所得には多くの特別措置があるため、市では、資産を譲渡または交換した方を対象に、あらかじめ確定申告の前に、その準備調査として「譲渡所得の内訳書」の作成等に関する相談を行っています。

■「譲渡のお尋ね」をお受けください！

市の確定申告会場が混雑するため2月の「確定申告相談・受付」では対応できません。
* 直接税務署に申告される方、税理士等に依頼される方は来庁は不要です。
* 内容により税務署にご案内する場合がございます。

■日時 1月17日(木)
18日(金)

■場所
午前部 9時~12時
午後部 13時~16時

■対象者 市役所1階防災会議室
土地・建物等を譲渡された方、あるいは、交換された方で葦崎市に住所を有する方。

今月の納税

税目	納期限(口座振替日)
市県民税 第4期	1月31日(木)
国民健康保険税 第7期	
後期高齢者医療保険料 第7期	

- ◆今月の夜間納税相談・収納窓口
1月25日(金) 18時~20時
- ◆今月の休日納税相談・収納窓口
1月26日(土) 9時~12時

※来庁の際は、市役所西側出入口をご利用ください。

■お問い合わせ 収納課徴収・管理担当 (内線163~166)

- 持物(次のものすべて)
売買契約書・売買に係る費用の領収書等・印鑑
 - お問い合わせ
税務課市民税担当
(内線153~155)
- *市から「譲渡に関する確定申告予定者」向けに通知をいたしますが、通知の有無に関わらず土地等の譲渡があった方は必ずお越しください。
* 金銭のやり取りがなく、土地・建物などを交換した場合も、同様に確定申告をしなければ、税法上の特例が受けられません。